

## 議 事 録

件 名	第 2 4 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日（火）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市民会館 2 階 小会議室
会議内容 (質問等)	<p>○会長挨拶</p> <p>会 長： 皆さんお晩でございます。第 2 4 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を開催したいと思います。2 4 回目となりましたが、市への提言はお正月を越してしまうのかなと思い、本当に申し訳ないなと思っております。今日は皆さんのところにお配りしている次第について議論し、そろそろ市へ提言する準備の方に入って行きたいなと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。</p> <p>○資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： それでは皆さんの手元に①今日の次第、②「(H25.9.27 市民会議意見反映版)（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議」③条例の説明を加えた叩き台の 3 つの資料があると思います。よろしいですか。前回、第 2 条（定義）市民の定義についてという事で、ご意見をいくつか頂いておりました。非常にこの部分は長い感じであるという意見がありましたので、一度読んで行きます。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において「市民」とは、登別市に住所を有する人、若しくは市内に通勤又は通学する人をいいます。また、市内に土地若しくは建築物等又は屋外広告物を所有し、若しくは占有し、又は管理する人を含めます。</p> <p>というように、「若しくは」であったり「又」などが多く随分長い表現になっていることや、付け足して増やす時は「人を」ではなくて「人も」であること、「若しくは」ではなく「や」で羅列出来ないか、読点で切れないかななどの意見があり、この部分をすっきりした表現にするにはどうしたら良いかという事でありました。リーダー会議で議論したところ資料の 1 市民の定義についての太線囲み部分のように修正案を作成しました。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において「市民」とは、次の各号に掲げる人をいいます。</p> <p>（1）市内に住所を有する人。</p> <p>（2）市内に通勤又は通学する人。</p> <p>（3）市内の土地、建築物等又は屋外広告物を所有、占有、又は管理する人。</p> <p>と文章を分けてみました。いかがでしょうか。分かりやすくはなったのではないのでしょうか。第 2 条の最初の部分がこの内容になり、第 2 項、第 3 項とつづくとすっきりするのではないのでしょうか。皆さんから頂いたご意見をもとにこのように修正しましたのでよろしいでしょうか。それでは次にわかりやすい表現についてですが、以前から何回か話し合い、進めておりました。配布している意見反映版の黄色でマーク、黒の訂正線、赤字になっているところがわかり</p>

会議内容  
(質問等)

やすく修正したい部分であります。この表現については当初から市民の為、子供たちの為にわかりやすくということを議論しておりました。そのため、この市民会議では、わかりやすい表現に修正して条例案を作成し、市に提言をしたと思います。その後、市では庁内の検討会議を行うこととなりますが、その中では、ひょっとしたら、条例という性質上、また修正が行われるかもしれませんが、あくまでも我々としては、市民目線で、この条例案を作りましょうという事ですので、我々の目線、我々の言葉で良いのではないかと考えております。ですけれども、提言した際に我々の考えに至らない部分があり、市の内部でこうあるべきだという事の修正が行われるかもしれないという事だけは御了承頂きたいと考えております。そういった中で、第4条で、この条例は、登別市全域について「適用するものとします」を「適用します」という事で、前回までの会議の中ではストレートに、我々市民の目線で聞きやすい表現にという事でこのように修正しました。次に第5条の「主体」という表現ですが、我々の言葉として「当事者」という表現でまとめさせて頂きました。あと、黄色くマークされているところがどうなのかという事で議論しているのですが、結論に至っていない状況であります。条例の中の文章の意味合いにより、「なければなりません」とか言い切れない部分があったりするとおもいますが、言い切れる部分もあるのではないかとと思います。そこら辺の話をして行くとし結論が見えてくるのではないかとと思います。こういったことを踏まえて第5条（市民の責務）の後半部分を検証します。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な景観と豊かなみどりづくり（以下、「景観・みどりづくり」といいます。）の当事者（前回までに主体から当事者へ修正）であることを認識し、自ら積極的に景観・みどりづくりを行うとともに、地域の景観・みどりづくりに参加し、かつ、協力するよう努めなければなりません。

最後の「なければなりません」という部分はどうでしょうか。他の条文と見比べながら、同様の表現の箇所全てが同じように修正できるとは思いません。その条文ごとの意味合いを考えなければならないのではないかとと思います。5ページの黄色の「なければなりません」という文章を前後の意味合いを考慮しながら皆さん考えてみて下さい。第5条、第6条、第7条は「当事者」になる方が変わるのでですね。市民、市、事業者であったり、それぞれの責務について言っているのですね。それが「なければなりません」という言葉で表現しているのですけれども、これは我々が一般的に使いますか。「協力するよう努めなければなりません」を他の言葉に置き換えると何になりますか。「なければならぬ」というのはぼかしているのですか、それとも強く言っているのですか。市民は「協力するよう努めます」と言い切ることはできますか。「なければならぬ」であれば、しなくても良いという訳ではないのですけれども、何か幅を持たせているのではないのでしょうか。例えば「協力しましょう」とした場合「しましょう」というのは条例で使うのは何か変ですよ。標語というか目標みたいな感じですよ。

B 委員： 第10条の方は市長についての事ですね。ここも「なければなりません」だったのですけれども、「市長が」という事で「果たします」や「～ます」のように主体的な文章になっているのですけれども、私はこの条例作成にあたって

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>わからないところがあるのですけれども、例えばこの条例を作る市長というか市が、市民に求めるという意味もあるでしょうし、あるいは市長、行政自らが自分たちを縛るという意味もあるのだらうと思うのですが、もし市民を縛るという意味で言えば、市民の責務や事業者の責務については「なければなりません」という表現になると思います。あるいは、例えば市長の多選を阻止する条例などでは、市長自らが市長を縛るような条例ですよね。そういうものは市長が縛られるという表現でなければならぬと思うのですが、この先導的役割のところを「果たします」あるいは「～ます」という表現にするという事は、この条例の性格が、主体が市長であって、市長の部分に対しては自分が能動的・主体的に「～します」という表現にしている、市民、事業者に対しては「～なければなりません」という事で求めているというような形になりますよね。だからそういう主体の問題というのでしょうか。</p> <p>会 長： 主体はどうかということ、第1条（目的）で、市民、市及び事業者と関わる人全てですから、どちらも主体なのでしょう。責務もそれぞれにあるでしょうし、そういう意味ではどうかのでしょうか。</p> <p>E 委員： 語呂合わせ的になるのですが、この市民と市と事業者の責務というところというと、市民のところは協力するよう「努めなければなりません」とあり、「努力しなければなりません」という事ですよ。ですから例えば市の責務とすれば実施するよう「努めなければなりません」、それから事業者の場合は施策に協力するよう「努めなければなりません」というように、努力規定として全部「努めなければなりません」にすると良いような気がするのですが。</p> <p>会 長： 市民は「努めなければなりません」なのですが、他は「努める」とは書いていないのですよね。市民は「努力しよう」で、市、事業者には厳しくという考えで「努める」というのを意図的に抜いたのかはわかりませんが。そういう意味では全てが横並びではないのかも知れませんが。</p> <p>E 委員： 重さが違うのですね。</p> <p>B 委員： 「努めなければなりません」というのは単なる努力目標になります。そういった曖昧さを無くそうという事で「果たします」というような表現になったのではなかったかなと思います。</p> <p>会 長： 「努めなければなりません」というのは努力目標でありきつと意味があるのでしょうか。ここでいうと市の責務、事業者の責務は「～ます」と言い切れないのでしょうか。責務の条文は置いといて、「努めなければなりません」というのは他にもあるので、色々見ていくと何となく答えが見えてくるかも知れませんが他の条文を見てみましょう。</p> <p>第9条（基本計画の策定） 市長は、景観・みどりづくりを総合的かつ計画的に推進するため、登別市景観形成基本計画及び登別市みどりの基本計画（以下、「基本計画」といいます。）を定めるものとします。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>2 基本計画の策定にあたっては、都市計画マスタープランとの整合を図るものとします。</p> <p>第1項の「<u>定めるものとします</u>」を「<u>定めます</u>」に修正しています。市長に対しては厳しく言い切るべきということで前回までの会議で決定しました。第2項の「<u>図るものとします</u>」を「<u>図ります</u>」としました。</p> <p>A 委員： 要するに今の話だと、市長うんぬんという理屈からすると第11条から第14条の「努める」はいらないのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： それでは「<u>図るようにします</u>」と言い切るのですね。</p> <p>A 委員： 「<u>図るよう</u>」というとな努力と同じになるので「<u>図ります</u>」とした方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 第14条第1項は「<u>講ずるようにします</u>」でしょうか。</p> <p>A 委員： 「<u>講じます</u>」ですね。</p> <p>会 長： そういった考えでいくと次の第2項は「<u>教育を行います</u>」になりますがどうでしょうか。</p> <p>A 委員： 出来るだけ玉虫色にならないように一発で分かるようにした方が良くと思います。出来れば最近できた法律のようにわからない事をやるよりは、簡単に「やります」、「やりません」が一番簡単でわかりやすいと思います。</p> <p>会 長： 我々市民目線ということではそういう方が良いのではないかということですね。そういったことで他の部分も見えていくとどうなりますかね。第15条は市長のお話なので「<u>発信します</u>」ですね。次は審議会の設置というところで、「妨げるものではありません」とあります。これはどうでしょうか。今度は審議会の話ですが、再任を「<u>認めます</u>」でしょうか。</p> <p>B 委員： 以前、再任「<u>出来ます</u>」にするということになりませんでしたか。</p> <p>会 長： 再任「<u>出来ます</u>」という、そういう簡単な言葉で良いのではないかという事ですよね。</p> <p>第17条（推進会議の設置）</p> <p>4 推進会議は、市民とともに、景観・みどりづくりに関する推進活動に努めるものとします。</p> <p>「<u>努めるものとします</u>」と言っていますけれども、「<u>努めます</u>」で良いのでしょうか。8ページの第19条（保全・育成プランの作成等）</p> <p>2 市長は、保全・育成プランの策定にあたっては、当該地区住民等と協議するとともに、審議会の意見を聞かなければなりません。</p> <p>第2項当該という部分を「その」という言葉で「その地区の住民」と修正しています。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>20条(行為等の届出)</p> <p>2 前項の規定による届出をした人は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければなりません。</p> <p>「係る」を「関する」と修正しています。</p> <p>3 第1項及び第2項の規定による届出をした人は、当該届け出た行為等を完了し、又は中止したときは速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。</p> <p>「当該」から「その」という言葉に修正しています。「その旨」というのは何か別な表現はありますか。</p> <p>B 委員： そのままで良いという話をしませんでしたか。</p> <p>会 長： よろしいですか。</p> <p>第20条第4項に第1項から第3項の規定は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては適用しませんとありますが、「軽易」はどういった表現になりますか。</p> <p>A 委員： 第4項はわかりづらいですね、どういう意味でしょうか。どこかに通常行為というのは出ていないのでしょうか。</p> <p>事務局： 通常管理行為と軽易な管理行為とその他の行為について、どういったものが通常管理行為になり、どういったものが軽易な行為になるのかということ規則で定め、それらの行為については適用しないという規定です。例えば剪定などが通常管理行為になるのかなと思うのですけれども、そういった事についても規則で具体的に定めて、それらの行為については適用しない規定があります。</p> <p>会 長： これら行為の中にも該当する行為とそうでないものがあるという事ですね。それを分けなければならないという事ですか。</p> <p>事務局： 分けるというかその管理行為はどういった行為なのかという事を定めなければならないという事です。</p> <p>A 委員： 今は無いかもしれませんが、規則があるという前提の条件ですね。</p> <p>事務局： 作るという事が前提の条文です。</p> <p>E 委員： 第20条第1項第7号とは関係ないのでしょうか。何か言葉が似ているのですけれども。</p> <p>事務局： 第1項第7号は第1号から第6号以外で届出なければならない行為のことです。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>E 委員： ここでいう第4項の最後の方に、「その他の行為で規則で定める」というのは施行規則か何かの事を言っているのでしょうか。</p> <p>A 委員： まだ出来ていなくてこれから作るという事ですよ。通常とか軽易とかその他の行為のことを。わざわざ規則に書かなくても条例に定義されていれば一番良いのですけれども。届け出なくても良いものをどこかに挙げるという事ですね。</p> <p>会 長： 何か例を挙げて貰ってもよろしいですか。</p> <p>事務局： 管理行為であれば植木の剪定とかが考えられます。また、建築物等の新築においては、例えば定着するものではなく、仮設工作物の設置などを軽易な行為として規定し、届出は不要にするということになると思います。</p> <p>会 長： こういった行為を規則で規定しておかなければ、全ての行為の際に届出なければならぬことになり、通常管理行為などは届出不要ですという事を謳うために第4項があるという事ですね。</p> <p>A 委員： その規則はどこで、どのように作るのですか。</p> <p>事務局： この条例を施行する時と同時に作らなければならないものと、あるいは同じ規則でも、条例が施行された後に審議会の意見や推進会議の意見を聞いて作らなければならないものと2通りあると思います。作成は、今のところ市の方で作らなければならないものだと思っています。</p> <p>A 委員： そうするとこの条例と同じように市民会議に諮るという作業は行わず、市の方で作成し、これでやりますという形を取るということですね。</p> <p>事務局： 市民会議で議論するという方法もあると思いますが。</p> <p>A 委員： その必要があるのか無いのかは別の問題ですね。どういった流れで作成するのかだけはっきりしていたら、市民会議で議論しなくても良いのではないかと思います。</p> <p>会 長： 条文で謳ってしまえば良いかと思いましたが、事細かくなるので規則を作成しなければならないということで良いですね。そういう意味でこの文章は必要であるのです。通常管理行為だとか軽易な行為だとかその他の行為を分けないといけない部分もあると思うので、この文章が必要だということです。次に10ページですね。 (眺望ゾーンの保持) 第25条 <u>何人も</u>、眺望ポイントから望む景観（以下、「眺望ゾーン」といいます。）の価値を尊重し、眺望ゾーンを保持するように努めなければなりません。 <u>ん。</u> 「何人も、」と「なければなりません」ですね。あとの条文でも「何人」と</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>出て来ておりますが、何か置き換えられますか。馴染みのあるような無いような、法律用語なのでしょうかね。「全ての人」というとまたちょっと語弊があるような、でもそういう意味ですよ。</p> <p>A 委員： 何人というのは削除しても良いのではないのでしょうか。主語が無ければ駄目でしょうか。意味は通じると思いますが。誰を指しているのかとなるでしょうか。この条例に該当する全ての人だから、もし何人を削除して意味が通じるのであれば、削除しても良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： やはり主語が無いと落ち着かないです。誰の事を指しているのかとなりませんか。</p> <p>B 委員： 全てを網羅するとすれば市民・事業者・来訪者なのですよ。</p> <p>A 委員： 別の言い方をすると「この条例に該当する人とか」であり、そのような表現であれば無い方が分かりやすいと思うのです。</p> <p>会 長： 市民では駄目でしょうか。</p> <p>A 委員： 市民だけではないと思います。もし、主語的な表現を入れるのであれば、やはり市民・市・事業者と全てを入れなければならないと思います。</p> <p>会 長： 市民・市・事業者と全て入れるのか、別な表現にするのか「何人も」という表現が他にもあるので後ほど考えてみましょう。次に「<u>保持するよう努めなければなりません</u>」についてですが、「<u>保持するよう努めます</u>」と言い切れませんか。</p> <p>A 委員： 「なければなりません」で良いような気がします。</p> <p>会 長： それでは第27条ですが、「その旨」は先程そのまま良いと言っていましたので良いですね。11ページに「何人」という表現があるので議論しましょう。 (みどりの保全・育成等) 第30条 みどりは、景観を形成するうえで重要な要素であるとともに、癒やし、環境保全、防災及び生産等、多様な機能をもつことから、<u>何人も</u>それらが十分に活かされるよう、守り育て、つくらなければなりません。 来訪者、事業者を何か定義で定められないですか。</p> <p>B 委員： この文章において何人は取ってしまっても問題無いのではないのでしょうか。「それらが」という目的があるのですから。</p> <p>会 長： 意味は通じますね。では第2項はどうでしょうか。 2 水・大気・土壌は、みどりの保全と育成に欠かすことのできないものであることから、<u>何人も</u>それらを良好な状態で維持するよう努めなければなりません</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ん。</p> <p>A 委員： 何人という言葉削除とした場合、例えば第25条だと、「努めなければなりません」ではなくて「保持します」になり、それから第30条第1項の何人を削除したら「つくります」になり、第2項も「努めなければなりません」ではなくて「維持します」と修正すれば、別に誰を指しているかによらず、「そうします」となり、何人を削除してもそんなに問題は起きないと思います。文章の解釈で言えばそれで全然大丈夫だと思います。「何人」を入れるから「努めます」とかになってしまうのではないのでしょうか。この条例で「～します」という事を謳うことによって「そうします」となるのだから、何人を削除した場合、後ろの方の表現はおのずと決まってくると思います。</p> <p>会 長： どうでしょうか。</p> <p>A 委員： それが一番通じるのではないのですか。</p> <p>D 委員： 本当は必要だけ省略したことにより、少しすっきりしたので良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 誰のために作っているのかということ考えた場合どうでしょうか。</p> <p>A 委員： あまりそういうものは関係ないと思います。憲法では、「国民が～」とか書いているけれども、そういう必要性が責任の問題で発生するものであれば必要だと思えますけれども、別にこの条例は責任が誰にとかではなくて、この条例が「～します」という内容のものだから、解釈が難しいものは出て来ないと思います」</p> <p>会 長： 全ての人に対する条例なので省略しても良いということでしょうか。</p> <p>A 委員： わかりきっているからあえて言っていないのは当然あるし、条例的にはすっきりした方が良くと思います。</p> <p>E 委員： 何か前の方の条文で「市長は」とか「市民は」とか、指定してきているのに、ここでその対象になるものを抜くのは良くないような気がするのです。何人もというのは法律用語なのでしょう。とにかく誰であってもどんな人でもという事で使われているのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 「どんな人でも」という言葉に置き換えられないのでしょうか。</p> <p>E 委員： それでは平易過ぎるというか。</p> <p>会 長： 当初も色々話し合っ、我々市民の会議なので、自分たちの目線でわかりやすい言葉で良いだろうという位置付けなので、提言したところで条例の性質上適さない表現であれば修正されてしまうのではないのでしょうか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>E 委員： 「何人」を抜いた文章として考えたら、「市」や「市長」が抜けているのかなという気がするのですけれども。</p> <p>会 長： 「市長は～」、「市民は～」と区切らなければいけない場合は、そのように表現されているのではないのでしょうか。そうではなく全員に関する事であればあえて入れなくても良いという話ではないのでしょうか。</p> <p>E 委員： 何か文章的に落ち着かないですね。</p> <p>会 長： 二つの意見がありますよね。</p> <p>E 委員： 「何人」とは、先程から言っているように、市民とか事業者とか来訪者とか全てを含むのでしょうか。</p> <p>会 長： 強いて言えば「何人」という言葉が聞き慣れないのか違和感がありますね。他に置き換えればどうかなと思うのですが。</p> <p>E 委員： 置き換えられる言葉は無いですね。幼稚な言葉ならあるかもしれませんが。全ての人ということなので、そのまま「全ての人」が良いと思います。「全ての人～努めなければなりません。」となると思います。</p> <p>A 委員： この条例は登別市の市民とか来訪者とか、そういう人が対象だから、何人だと国民全部なのか地球の人類全部なのかわからないのですが、そういった意味となるでしょう。でも常識的に考えるとそういう意味ではないでしょう。ここでは、市民の事を指すことになるわけですよね。そうすると何人という言葉自体が合わないように思います。そうすると先程B委員が言っていた市民・市・事業者を全部入れるのが妥当だと思います。一番わかりやすくするとですよ。誰がやるのという主語をはっきりさせるのであれば、前の条文から引用して全て盛り込むのが妥当だと思います。</p> <p>会 長： 第2条の市民とはというところで先程第1項は箇条書きに分けました。第2項、第3項まで事業者と来訪者について定義しております。それらをひっくるめて何人という言葉ではなく例えば市民等と定義すれば良いのか、結論ができませんので、ちょっと置いておいて、第28条「当該保護樹」、第32条「当該物件」とあります。この表現について先に議論しましょう。</p> <p>B 委員： 「当該」については、第19条で議論したように「その」が良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 「その」となっていますね。「その物件」「その保護樹」という事で良いという事ですね。問題ないですね。あとは「何人」だけです。</p> <p>A 委員： 「何人」については、市民と来訪者とか事業者とか全て入れなければならな</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>いでしょう。</p> <p>会 長： 「市民・事業者・来訪者は」となるのでしょうか。</p> <p>A 委員： 長いけれどもそのまま入れた方が良くと思います。</p> <p>会 長： 長いけれども必要だということであれば、第30条も「市民・事業者・来訪者は」となりますか。</p> <p>C 委員： そのまま「何人」でも良いのではないのですか。</p> <p>会 長： そのままで良い、修正した方が良い、削除して良いという3つの意見が出ました。</p> <p>D 委員： 本当は「何人」そのままで意味が通じますよね。</p> <p>会 長： わかりやすさを意識し過ぎているのでしょうか。「何人」のままで良いという事ですね。</p> <p>B 委員： 厳密に言えばA委員がおっしゃっていたように「何人」というのはものすごく広い範囲で市の範囲を超えてしまう表現ですよね。</p> <p>会 長： ここでいう「何人」とは市民・事業者・来訪者ですものね。それを例えば市民等と定義し、第1項から第3項を含めて市民等とするとした場合、何かおかしいところが出てきますかね。</p> <p>B 委員： 通常市民等と定義した場合、市民及び事業者はわかるのだけれども、来訪者を普通含めているのでしょうかね。含めて良いのなら一番簡単ですけどね。</p> <p>会 長： 市民等は市民と事業者にするのか、それとも事業者と来訪者も含めるのか、登別の場合は観光地で訪れる人が多いということであれば来訪者という言葉も含めることが登別らしい条例になるのではないかということです。</p> <p>B 委員： 定義で定めてしまえば決まってしまう事なのですね。</p> <p>A 委員： 他の条例との整合性が取れていないと思います。一方で市民等に来訪者が含まれていて、もう一方では含まれていないのでは、ちょっとおかしいような気がします。そこら辺がどうかという事ですが。</p> <p>B 委員： それは問題ないと思います。</p> <p>A 委員： 登別の他の条例で市民等が謳われているものはないですか。</p> <p>会 長： そういう事ですか。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>事務局： そういう事ではなく、前にもそのようなお話がありましたけど、条例の性格によって定義付けは変わってくるという事で、この前ご理解頂いたと思うのですよ。市民の定義については。これは景観とか緑化に関する条例ですので、こういった人まで含めますという事なのです。ですので、市民等で定義付けるとしたら、それはそれで別にかまわないと思います。何人が良いのかどうかはまた別のお話ですけど。</p> <p>会長： この条例の中で定める「市民等」という事で、良いのではないかという事です。</p> <p>事務局： この条例に特化してという事ですね。</p> <p>会長： 他の条例で「市民等」と使われていても、同じ位置付けにはならないという事ですね。</p> <p>A 委員： それで良ければ、問題はないと思いますが。</p> <p>E 委員： 少し話がずれるかも知れませんが、F 委員が色々な植物を盗掘されるとか荒らされるといふ心配をされておりましたよね。だから、「市民」はともかく「来訪者」がするかもしれないですよね。オロフレなどに他所から来て盗掘して行く人なんかもあるみたいですし。ですので、この条例では「市民等」の「等」の方を特に重視しなければならないと思います。</p> <p>会長： そうすると、「何人も」ではなくて「市民等」という事で、「事業者」や「来訪者」も含めた形でここに載せた方が良いという事ですね。よろしいですか。第2条の定義の4項目あたりに加えるという事ですかね。「市民」・「事業者」・「来訪者」を含めたものを「市民等」とするという事ですね。だけど、意味合いかからすると「何人」でも良いような気がします。</p> <p>A 委員： 第2条第4項ということでしょうか。</p> <p>会長： 第2条の第4項あたりに入る事になりますか。よろしいでしょうか。とりあえず、「何人」という言葉は意味合いもおかしいので、定義付けで「市民等」として「市民」・「事業者」・「来訪者」も含めるという事ですね。それから「努めます」という言葉ですが、第25条は「市民等は眺望ポイントから望む景観の価値を尊重し、眺望ゾーンを保持するように努めます。」でしょうか。それともやはり「しなければなりません。」とした方が良いでしょう。それから第30条第1項の「何人も」を「市民等」に変えます。それではこれで一応全部直りましたね。まだ何かあるでしょうか。</p> <p>B 委員： 「市民等」はこれで良いと思いますけど、「市及び市民等」としなければいけないと思います。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>A 委員： そうですね。これは狭い意味での「何人も」にあたるものだと思うので、「市及び市民等」となるのでしょうか。</p> <p>会 長： 資料の5ページ（来訪者の協力等）で、「市民、市及び事業者は」とあるので、「市」という言葉は出ていますね。</p> <p>B 委員： 内容的には「市」も該当する事だと思いますので。</p> <p>会 長： 「市及び市民等」でよろしいでしょうか。</p> <p>D 委員： それで良いのではないのでしょうか。</p> <p>A 委員： 「市民等」が先だと思いますよ。語呂が悪いかもしれませんが。</p> <p>会 長： 市民が主体であるべきと考えると、「市民等及び市」という事でしょうか。第25条は、「市民等及び市は、眺望ポイントから望む景観の価値を尊重し、眺望ゾーンを保持するように努めなければなりません。」となりますね。</p> <p>E 委員： ただですね、「市」といったら市長ですよ。市長には、保全・育成等しつこいくらいに色々定めているのですよ。だから、市長はもう十分責務を負わされている訳ですから、ここでは「市民等」だけでよろしいのではないのでしょうか。市長が定めたものに沿って「市民等」がやっていくわけですから。私は条例の事はあまり分かりませんが、市長は保全・育成等かなりの責務を負わされて、その責務の基に「市民等は」となって行くと思うのですが、事務局どうでしょうか。やはりあらゆるところに「市」は入らないといけないのでしょうか。</p> <p>事務局： 「市」という言葉を入れておいた方がはっきりすると思いますけど。あまり事務局が言うのは良くない事ですが、ただ「何人も」ではまずいのでしょうか。「何人も」だと「市」も「市長」も全て入りますし。</p> <p>E 委員： そしたら、「市ならびに市民等は」と「市」が先にきたらまずいでしょうか。</p> <p>会 長： E委員の言うとおりで、「市」はそれを受けて様々な施策をしなければならないのですから、私は「市民等は」が良いのかなと思います。</p> <p>E 委員： 条例は市民のためのものですから、「市民」の次に「市」がくるのかなと想ったりしていたところです。言葉の並べ方ですが、その辺私は素人ですからちょっと分かりませんが。</p> <p>会 長： 意味合いからすると、「市民等」で良いのかなと思いますがどうでしょうか。</p> <p>B 委員： そもそも「何人も」という法律用語の意味を我々は分かっていないのですよね。これはどうなのでしょう。全ての人という事で良いのでしょうか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>事務局： 例外なく全ての人という事でしょうね。</p> <p>会長： 我々の考える全ての人とは「市民等」と「市」となりますよね。とりあえず「市民等」が先だという事で、「市民等及び市」という事でよろしいのではないのでしょうか。もしおかしかったら市役所の方で直して頂くという事にして、我々の議論の結果としてはこのようになりましたという事を付け加えさせて頂くという事でよろしいのでしょうか。これで一応分かり易い表現という部分を終えた事になりますでしょうか。</p> <p>事務局： 第5条から第7条までを飛ばしていたと思いますので、お願いします。</p> <p>会長： 「市民の責務」・「市の責務」・「事業者の責務」で、最後が「なければなりません」となっているところですね。「市民」に関しては先程「しなければなりません」で、「市」については「実施します」でしたね。</p> <p>A 委員： このままで良いのではないのでしょうか。普通に通じているから構わないと思いますよ。「市」だから命令口調にしなければならぬとか別にそういう必要はないと思いますよ。ただここでは「市民」には「努めなければならぬ」という表現で若干軟らかくしてあり、「市」や「事業者」には「しなければなりません」と書いてありますけど。だけど全然おかしくないと思いますよ。言い切るというか言葉の表現がきついかどうかという事だと思います。</p> <p>E 委員： 全部語尾が改まっていますよね。</p> <p>会長： 「～しなければなりません」というような、少し含みを持たすような言い方をしないほうが良いという事ですね。</p> <p>A 委員： この表現に含みはないですよ。「実施しなければなりません」といえば、やらなければなりませんという事で、含みも何もないストレートな文言ですよ。</p> <p>会長： 他のところは「定めます」とか「果たします」等「何々します」と言っていますね。だからそれでいうと、「協力します」・「実施します」でも良いのかなと思います。資料の6ページにある第9条は「ものとしします」、第10条第1項は「なければなりません」を「果たします」に、同条第3項は「努めなければなりません」を「努めます」にそれぞれ直していますね。それから第13条も「図るように努めます」と直しましたね。意味合いとして含みを持たせるならば「何々に努めます」で、そうでなければ「何々しなければなりません」と言い切ってしまうという事ですね。</p> <p>D 委員： だいぶ意味が違ってくるのではないのでしょうか。「努めなければなりません」という事は「何々しなさい」ですし、これを「ます」で終わらせたなら「市長は自主的に何々をする」という事でしょうから、意味が違ってくると思います。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 「責務」だから「なりません」という事ですね。</p> <p>A 委員： これはどういう経過でこうなっていったのでしょうか。「定めます」とか「図ります」とかはどうやって決めたのでしょうか。</p> <p>会 長： これは含みを持たせるのではなく、ストレートに表現すれば良いという事で、このようになっていったと思います。</p> <p>A 委員： あまり意味がないような気がしますけど。どちらも意味が同じであれば、このままで良いと思いますが。</p> <p>会 長： 直さないなら、全部このままでも良いという事でしょうか。</p> <p>A 委員： 「市」だからとか、「市長」だからという事で表現を変えるのであれば、あまり意味のない事だと思います。例えば（先導的役割）のところ、「努めなければなりません」というところの「努める」という言葉を外すのは意味があるかもしれませんが、「～なりません」を「～します」と変えるのは、あまり意味はないと思います。</p> <p>会 長： まあ、ぼかした言い方をするのではなく、ストレートに表現出来るものはストレートに表現しようという事ですね。まわりくどい言い方ではなく分かりやすくしようという事です。それが全てに該当するとは限らないというか、含みを持たせなければならない部分もあるのかも知れないという事で、検証していったと思います。</p> <p>E 委員： そのようなお話を聞くと、「市長」のところは「努める」という文言は入れないようにする。「しなければなりません」というところは、「図ります」とか「定めます」というように言い切るのとあまり意味は変わらないので、「しなければなりません」のほうが軟らかくて良いと思います。</p> <p>A 委員： 「市長」という事ではなく、やはり全体的な文章表現を考えると、ここだけどうなのかという事です。ただし、「努める」という文言はいらなと思います。</p> <p>会 長： 使い方としては、「市長」に「努める」という言い方はしなくて良いという事ですね。</p> <p>A 委員： 「市長」というか「行政側」には「努める」という文言は必要ないと思います。「市民」に対しても私はいらないように思いますけど、その方が良いのであれば別に構わないと思います。</p> <p>B 委員： そうしますと、第9条からですね。これも、「基本計画を定めなければなりません」それから「整合を図らなければなりません」。続いて第10条では「先</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>導的な役割を果たさなければなりません」それから「意見を聴かなければなりません」更に「整備等に反映しなければなりません」でよろしいですね。</p> <p>会 長： 「しなければなりません」に戻して、「努める」という言葉を削除するのですよね。それは、「市長」や「市」に対してであり、「市民」に対しては「努める」が良いのですよね。</p> <p>B 委員： 「市民」も「努める」を取っても良いと思います。</p> <p>E 委員： 第11条第1項の語尾はどうしますか。このところだけ違うような気がしますが。</p> <p>会 長： 前回の時は言い切っていますよ。</p> <p>B 委員： 「協力を要請しなければなりません」という事になるのではないのでしょうか。</p> <p>E 委員： この部分は「ものとします」という部分を変えていますから、「しなければなりません」ですよね。</p> <p>会 長： 「しなければなりません」に変えるのですか。前のお話では「します」にするという事だったかと思いましたが。第11条第1項についてですね。この部分を「します」から「しなければなりません」に変えるのですか。それでは第11条は第1項も第2項も「しなければなりません」という事になるのですか。</p> <p>B 委員： ですから、「努めなければなりません」というものと、「ものとします」というところは全て「しなければなりません」に直すという事です。</p> <p>会 長： よろしいのでしょうか。それでは第4条から確認して行きましょう。「この条例は、登別市全域について適用しなければなりません」でしょうか。</p> <p>B 委員： これは「適用します」でよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 意味合いとして、これは「します」でよろしいのですか。「この条例を登別市全域について適用します」が良いという事ですね。続きまして第5条、これは市民に対してですから「かつ、協力しなければなりません」でしょうか。続いて第6条はこのままで良いですね。それから第7条についてもこのままで良いですね。そして第9条第1項は、「定めるものとします」を「定めなければなりません」に変えます。それから同条第2項では「整合を図らなければなりません」に変えます。続いて第10条第1項は「果たさなければなりません」となります。同条第2項は「聴かなければなりません」でしょうか。</p> <p>B 委員： この部分についてはですね、公共施設の整備について大小様々なものがあるから、その全てについて審議会の意見を聴かなければならないという事はない</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>だろうという事で、「聴くことができます」となったと記憶しております。</p> <p>会 長： 意味合いとしては、「聴くことができます」という事ですね。「聴かなければならない」ではなくて「聴いてもいいですよ」という事ですね。それから同条第3項は、「反映しなければなりません」となりますね。続いて第11条第1項は「みどりづくりに協力を要請しなければなりません」となります。同条第2項は「必要に応じ審議会に意見を聴いて回答しなければなりません」となります。続いて第13条は、「図らなければなりません」となります。それから第14条第1項は、「必要な措置を講じなければなりません」となります。同条第2項は「行わなければなりません」となります。続いて第15条第1項は、「情報を発信しなければなりません」となります。それから同条第2項は「発信しなければなりません」となります。続きまして第16条第4項は、「再任できます」となりますけど、これはちょっと意味合いが違うので良いですね。それから第17条第4項は、「推進会議は、市民とともに、景観・みどりづくりに関する推進活動をしなければなりません」となります。続きまして第25条は、「市民等及び市は、眺望ポイントから望む景観の価値を尊重し、眺望ゾーンを保持しなければなりません」となります。</p> <p>A 委員： 全部は見えていませんけど、かなりすっきりしたものになりましたね。</p> <p>事務局： 第30条第2項は、「維持しなければなりません」となるのでしょうか。</p> <p>会 長： そうですね、線は引いていませんけどこの部分も、「維持しなければなりません」となりますね。あとは何かありますか。それでは気が付いたらお願いいたします。</p> <p>A 委員： 第31条もそうですね。「保全に努める」を「保全する」に直す必要がありますね。</p> <p>会 長： そうですね、「保全するとともに、在来植物による緑化に配慮しなければなりません」となりますね。最終的には市役所内部の打合せで直していただくという事でよろしいでしょうか。</p> <p>A 委員： 役所のほうで検証して、直したほうが良いとなれば直してもらっても構わないけど、考え方としては、「市民」と「市」が一緒になってやろうという事だからそんなに難しい事はないと思います。</p> <p>会 長： 「市民」がやりましょうという事なので、率先してどこかがやらないといけません。そうすると、やはり「市」という事になるのでしょうか。</p> <p>A 委員： 役所で法整理などをしてベースを作って、お金が必要であれば国や道に働きかけてお金を確保して行けば良いと思いますよ。当たり前的事だと思います。</p> <p>C 委員： 第31条の「その保全」という言葉はそのままうまく繋がるのでしょうか。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： まずは第31条を読んで行きます。「在来植物は、生物の多様性を確保するために大切なものであることから、市民等及び市はその保全に努めるとともに、在来植物による緑化に配慮しなければなりません。」となっています。</p> <p>B 委員： 「保全」の前にある「その」を取ってしまえば良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 入れるのであれば「その保全をするとともに」か「それを保全するとともに」のどちらかですね。「それを保全するとともに」が良いのでしょうか。これで分かり易い表現については終わりました。続いて条例の名称についてです。いくつかお話をいただきまして、条例名は条例の内容がイメージ出来るものが良いというお話がありました。市民自治推進委員会の案では「癒し」や「安らぎ」という言葉が入っており、これはどうなのでしょうかとこの事でしたけども、条例の目的にそぐわないというご意見もいただきました。それから、名称を公募してはどうかというご意見もありましたが、やはりこの会議で決めようという事になりました。それを踏まえてリーダー会議で検討して3つの候補を提示する事としました。1つ目はストレートに「登別市景観とみどりの条例」です。2つ目は「登別市良好な景観と豊かなみどりを守り育てる条例」ですね。それから3つ目は「ふるさと登別次代へつなぐ景観みどり条例」です。これが条例の目的や理念にも合っている言葉というか、前文の言葉を引用しています。</p> <p>A 委員： 私は1です。どのみち略称が「景観みどり条例」となる事は分かりきっていますので。多分、「次代」とか「豊か」とかは正式名についていたとしても略称で呼ぶ時には入れてくれないと思います。みんな「景観とみどり条例」と呼ぶと思います。それもあつたけど前文や目的を入れる必要はないと思います。網羅する事は大変でしょうから。</p> <p>会 長： 「景観とみどりの条例」が良いという事ですが、どうでしょうか。「景観みどり条例」よりは「と」と「の」を入れて「景観とみどりの条例」のほうが、より良いという事ですね。多数決で決めてもよろしいでしょうか。少数意見はございませんでしょうか。E委員よろしいですか。</p> <p>E 委員： 私としては、以前に言った意見が目的の中に書かれていますので、これで十分です。「と」と「の」が付くと少し柔らかくて良いと思います。</p> <p>会 長： それでは「登別市景観とみどりの条例」に名称を決めてよろしいでしょうか。異議がないようですので、これで決定します。続いて条例の解説についてですが、前回のお話の中で、これまで2年以上にわたり市民会議を行い議事録や様々な資料が沢山あるので、条例案だけではなくこれをまとめた解説があった方がよいのではないかとこの事でしたので、皆様のお手元に叩き台としてリーダー会議でまとめた資料を用意させていただきました。全ての条文について作る時間がないので取り敢えず第10条まで作ってみました。まずは見ていただき皆様がお持ちのイメージと合致しているかどうかのご意見を伺いたいと思います。まずはこんな感じという事で捉えてもらえればと思いま</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>す。条文の内容によっては、皆さんの想が入っているようなところと、ただ説明しているようなところがありますけど、どうでしょうか。</p> <p>A 委員： この短時間では全てを見る事は出来ませんが、こういう解説がある事は凄く良い事だと思うし、これからパンフレットか何かを作る事になった時には条文よりもこちらの方が分かり易いので良いと思います。</p> <p>会 長： 分かり易いという事を考えると解説は必要だという事ですね。内容的にはこれぐらいのものでよろしいでしょうか。</p> <p>A 委員： あまり事細かく書く必要はないと思います。ただ、地域の人にとっては抜かしたらいけない内容もあるかも知れませんが、その辺を注意してもらえば良いと思います。解説自体は全然問題ないと思います。</p> <p>会 長： 今まで様々な議論をしたので、解説というよりは何か想いというものが入ったらどうなのかなという意味で私は捉えていたのです。単に分かり易くするものではなくて、そういう想いの部分を伝えていきたいと思っていたところです。解説という事であれば分かり易くなれば良いので、そういった思いという部分は必要ないのかも知れませんが、どうでしょうか。編集後記という事細かな解説みたいなものはいらないでしょうか。</p> <p>A 委員： 我々がやった事を知らせる必要はないです。これが実際に動いた時に我々も含めて責任もって出来るかという事が大事であって、会議でこういう苦勞をしたというのは必要ないと思います。</p> <p>会 長： 実際にこの条例が市民の方々に分かり易く伝わるような意味での解説であれば良いという事ですね。無くても良いという方はいませんね。皆さん解説があった方が良いという事ですね。これはこの条例が市民に浸透するため、分かり易くするためのものという事ですね。これで十分わかりやすくなったと思いますが、もうちょっと膨らまして更に分かり易くする部分があるかもしれませんね。今ではシンプルすぎるかもしれませんね。よろしいですか。皆様の思いとかではなくて、条例をわかりやすく説明するという事で解説をつくるということでもよろしいですね。この後、誰が解説書をまとめて行くかということですが。</p> <p>B 委員： お配りしているボリュームぐらいのものはすでに事務局の方で作ってもらったものがあるのです。今回は第10条までしかありませんけど、その後の条文についてもあります。ずっと読んで行くと、解説の部分で多少足りない部分があるので、それを膨らましてより分かり易くする必要があるように思います。その作業を皆さんでやるのかやらないのか、という事になるとは思いますけど。</p> <p>A 委員： それについてはリーダー会議と事務局でよろしいのではないのでしょうか。細かい事を我々全員でやろうとすれば、また2・3年間程度の時間がかかってしまうと思いますから、リーダー会議と事務局でやって頂いて、次回提案して</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>もらうという事で良いと思います。</p> <p>会 長： それでは、ただ今A委員がお話されたように進めて行くという事でよろしいでしょうか。事務局の方もよろしいでしょうか。</p> <p>B 委 員： いずれにしても年度内にまとめますよね。</p> <p>会 長： そうですね。今度はまとめるものが多いですし、1月中は皆様もお忙しいと思いますので難しいかもしれませんね。解説書の作成は少し時間がかかるかもしれませんね。まとめる作業も1月の後半から始めて、それが2月になるかも知れません。</p> <p>A 委 員： 遅くとも年度内に終わらせるようにしましょう。</p> <p>会 長： よろしいでしょうか。次回は出来れば2月の初めに行いたいと思います。それでは本日の会議はこれで終了します。</p>
-----------------------	---